相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市梅田町二丁目甲一三四番地、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田二一三五番地　船尾苑

被相続人　亡　前原　好雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

群馬県高崎市下滝町三三四番地

相続財産管理人　渡邉　俊裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市出流原町九六九番地、最後の住所埼玉県越谷市千間台西二丁目四番地六　医療法人社団全仁会越谷北病院

被相続人　亡　柳澤　弘志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

埼玉県越谷市大沢三四一七番地六

相続財産管理人　深澤　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市美杉台二丁目六番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　春日　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

埼玉県飯能市大字双柳八七番地五九　田辺ビル二階

相続財産管理人　弁護士　土屋　良一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋本町一丁目五番地三、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町三丁目一九四番地三

被相続人　亡　濱田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

さいたま市浦和区高砂二丁目六番一一号藤屋ビル四階　相続財産管理人　池澤　幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金台三丁目八一番地、最後の住所東京都練馬区関町南四丁目一四番五三号慈雲堂内科病院　被相続人　亡　中川　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル四階山崎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北代八重子

（登録姓　石田）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県南魚沼市浦佐二四七四番地、最後の住所新潟県南魚沼市浦佐四〇五九番地一特別養護老人ホーム八色園

被相続人　亡　外山　弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

新潟県南魚沼市浦佐三九八二番地七

相続財産管理人　上村　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市足尾町松原二六八七番地、最後の住所新潟県三条市大野畑六番八一号長和園　被相続人　亡　田島　絢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

事務所新潟県三条市一ノ門二丁目一五番七号

相続財産管理人　司法書士　土田　喜彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市大崎潮見台五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　酒井　多門

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

石川県金沢市大手町一五番一四号アーバンハイム大手町四階

相続財産管理人　弁護士　浅野　雅幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市みのり一丁目五番、最後の住所東京都台東区千束四丁目五〇番一一―五〇四号ダイホープラザ三ノ輪　被相続人　亡　寒河江正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

長野県東御市御牧原一五六二番地二

相続財産管理人　掛川　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市勝間一五九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菊原愼一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

長野県佐久市取出町一一八番地四

相続財産管理人　宮川　巧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区三方原町九二〇番地一六、最後の住所静岡県浜松市北区三方原町九二〇番地の一六　被相続人　亡　宮地仙一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十三日

静岡県浜松市中区栄町二番地

相続財産管理人　弁護士　石塚　伸

第７期決算公告

平成25年12月24日

東京都中央区日本橋一丁目４番１号

ＲＷ３特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

貸借対照表の要旨

（平成25年11月16日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,039,296	流動負債	3,623,483
固定資産	60,629	**負債合計**	**3,623,483**
		社員資本金	6,476,442
		特定資本金	232,000
		優先資本金	2,385,050
		剰余金	3,859,392
		当期未処分利益	3,859,392
		純資産合計	**6,476,442**
合計	10,099,925	**合計**	10,099,925

損益計算書の要旨

（自　平成25年１月１日　至　平成25年11月16日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	9,611,805
営業費用	5,628,683
営業利益	3,983,122
営業外収益	56
営業外費用	47,933
経常利益	3,935,245
税引前当期純利益	3,935,245
法人税、住民税及び事業税	2,824
当期純利益	3,932,421
前期繰越損失	73,029
当期未処分利益	3,859,392

第12期決算公告　平成26年１月22日

埼玉県吉川市木売１丁目５番地３

エム物流株式会社

代表取締役　小俣　庄市

貸借対照表の要旨

（平成25年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,286,841
	固定資産	292,128
	合計	**1,578,970**
負債及び純資産の部	流動負債	1,194,259
	固定負債	142,477
	株主資本	242,207
	資本金	33,000
	資本剰余金	209,207
	（利益準備金）	（4,770）
	（その他利益剰余金）	（204,437）
	（当期純利益）	（20,719）
	評価・換算差額等	26
	合計	**1,578,970**